

芦屋市地区防災計画【事例集】



この事例集は、芦屋市で策定されている地区防災計画の概要をまとめることで、今後策定を考える団体の参考になることを目的に作成したものです。内容は随時更新していきます。

目次

地区防災計画ってなに??	3
地区防災計画作成プロセス	4
宮川町地区防災計画〈宮川町自主防災会〉	5
東南会防災計画〈東南会自主防災会〉	7
若宮町地区防災計画（平成30年版）マニュアル〈若宮町自主防災・防犯会〉	10
芦屋市打出小槌町地区防災計画〈打出小槌町自主防災・防犯会〉	13
芦屋市呉川町地区防災計画〈呉川町自主防災・防犯会〉	18
陽光町6番地区防災計画 地域を知って，人を知り，災害を知ろう！ 共に支えあい，助け合い！災害に備え，準備しよう！〈陽光町6番自治会防災会〉	21
地区防災計画作成を考えている方へ.....	23

地区防災計画って なに??

大災害時は公的な支援が早急に届かない場合があります。
これに対処するため、地域コミュニティ（自主防災会、自治会、学校区など）
レベルで作成する防災計画のことです。

ひとくちメモ：東日本大震災を契機に、災害対策基本法
が改正され、平成 26 年 4 月から制度が始まりました。

災害時、避難所の開設
や運営をどうするのか
知らない。

避難ルートや避難所
の悩みがある。

地区の災害特性や
被害想定を
把握できていない。

災害時に地域の
要配慮者の状況把握と
支援が必要だが、何から
始めれば…。

災害時、本当に円滑に
動ける自主防災会の
体制づくりができてい
るか自信がない。

給食や給水、飲料水
や資機材の備蓄に
不安がある。

地区によって 取組むきっかけ 特性や課題は様々

近隣の地区や地域団体と
連携が必要である。

火事や救出、救護で
不安なことがある。

私たちの地域で災害時に
「誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」
を決めておこう！

それが「地区防災計画」です！

地区防災計画があれば…

- いざという時に、助かる。
住民みんなで助け合える。

地域



ひとくちメモ：防災について話し合っている地域は、
災害時に円滑に動けたというデータがあります。

行政

〇〇町は△△を災害時の
拠点としているから
すぐ支援ができる！

- 公助支援で補うべき
ことが整理される。



芦屋市
地域防災計画

芦屋市地域防災
計画の実効性が
高まる。

1 事前準備・体制の確立

- ▶ 地区内で解決したい課題が生まれたら、まずは地区内のメンバーで共有し、意識統一を図りましょう。
 - ▶ 課題に応じて、下部組織や役員以外の住民、民生委員、事業所、学校園など参画するメンバーを調整します。
- ※計画を作ろうと決定した段階で、芦屋市防災安全課にご相談ください。



2 キックオフミーティングの開催

- ▶ 参画するメンバーから、リーダーや進行役（ファシリテーター）、必要な作業担当（会議連絡、成果物の作成、物資調達、書記など）を決定します。
- ▶ また、年間スケジュールを共有します。



3 研修会等で課題解決への糸口をつかむ

【内容例】

- 地域内の危険箇所や地域の資源の図上共有
- まち歩きを通じた地域防災マップの作成
- HUG（避難所運営ゲーム）
- DIG（災害図上訓練）
- マイ避難カードの作成
- 学識経験者による研修会



4 計画(案)として整え、メンバーの総意で決定する

- ▶ 研修会等で出された意見、課題への対策などをメンバー間で話し合い、内容を固めます。
 - ▶ 意見交換・協議を行なった内容を反映させた計画(案)を作成します。
- ※このとき、市の地域防災計画と内容の齟齬がないように、防災安全課も計画(案)を確認します。
- ▶ 作成した計画(案)を組織全体で確認し、必要に応じて会の承認を得ます。



5 市へ提案書を提出する

- ▶ メンバーの総意を経て決定された地区防災計画(案)を防災安全課に提案書の様式と併せて提出してください。



6 地区防災計画の作成後

- ▶ 地区で計画を共有し、訓練等で検証を行ないましょう。新たな課題や発見があった場合は、無理のない範囲で見直しを行なうことが必要です。
- ▶ 計画を作ることが目的にならないように、PDCAサイクルを確立させて、計画を実効性あるものにしましょう。



※PDCAサイクルとは、業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法です。

補助制度(事業)を活用しよう!

自主防災会育成事業補助金

助成額：上限5万円
(条件を満たせば最大7万円)

ひょうご安全の日推進事業 「実践活動事業」

助成額：上限30万円

ひょうご安全の日推進事業 「計画等策定支援専門家派遣事業」

専門家派遣(無償)による
指導・助言

1 宮川町地区防災計画〈宮川町自主防災会〉

地理・地形	対象災害	災害脆弱性	参画地区の範囲	策定主体	取組のテーマ
河川流域	地震・高潮・洪水	-	単独（町内）	自主防災会	体制の構築 避難所開設・運営

1 対象地区・校区

宮川町／宮川小学校区

2 策定日

平成28年7月

3 地区の概要

宮川流域に位置し、策定時点の人口617人、世帯数311戸。65歳以上の高齢者は168人で、人口に占める割合は27.2%と芦屋市平均程度。

4 災害リスク

津波や土砂災害のハザードはないが、宮川の沿岸に位置しているため、高潮や洪水の浸水が想定される。

5 地区の課題（取組のきっかけ）

平成13年度の組織設立後、近年は活動休止状態であったことから、災害時に動ける体制づくりの再構築が求められた。

6 内容

- (1) 対象地区の被害想定や特性等の把握に関する事
- (2) 活動主体の編成と任務分担に関する事
- (3) 避難路及び避難所等に関する事
- (4) 指定避難所等の開設及び運営に関する事
- (5) 近隣の地区居住者・地域団体等との連携に関する事

7 地区防災計画の特徴

- (1) 県立芦屋高等学校との連携

指定避難所である県立芦屋高等学校を災害時の活動拠点とする取決めを同校と行っている。また、避難所運営マニュアルを整備し、日ごろの訓練、備蓄などでも連携を行っている。

宮川町地区防災計画（案）	
1	計画の名称 「宮川町地区防災計画」
2	計画の対象範囲 芦屋市宮川町に居住する住民
3	活動主体・活動団体 「宮川町自主防災会」
4	活動の基本方針及び目標 住民の相互協力の精神に基づく自主的な防災活動を基本方針とし、地震等災害発生時における被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
5	地区の特性 (1) 人口・世帯数 617人／311世帯 65歳以上の高齢者は168人で、人口に占める割合は27.2%で、芦屋市の平均値27.3%と同程度となっている。 (2) 地理的環境 備忘山の間に位置している扇状地で地形は平坦である。したがって、この地区においては山崩れ、地滑り等の災害は考えられない。 河川は町の東側に宮川が流れているが、巨大地震による津波の逆流、あるいは突発的な豪雨による氾濫の可能性については念頭に置いておく必要がある。 平成25年12月に兵庫県が発表した「南海トラフ巨大地震」のシミュレーションでは、津波が宮川を遡上し、市内で7.8メートルの浸水が想定されているが、宮川町はその範囲に入っていない。 (3) 建築物等 ほとんどは戸建て住宅が占めている。マンション等共同住宅は10棟ありあるが、多くは中小規模の建物である。 規模の大きい施設としては県立芦屋高校、N.T.T西日本兵庫支店、市立打出保育所がある。

(2) 別添「宮川町自主防災活動の指針」をまとめ、次のことを明記

- ① 指揮・情報伝達等基本的な流れを明示
- ② 各担当・系の平常時・災害時の活動・役割を明記
- ③ 防災地図を作成し、避難所である県立芦屋高等学校までの経路を示している。

宮川町自主防災活動の指針		推進担当の活動	
		平常時	災害時
作成 宮川町自主防災会推進担当 平成28年7月改定	1 防災訓練計画の取りまとめと実施 ＊各分野（情報・消火・救出救護・避難誘導・給食給水）の計画案を取りまとめ、総会に提出する。 ＊総会での承認を得た後、各担当・班と連携し訓練を実施する。	1 被災状況（情報）の把握 ＊家屋の倒壊、人的被災、火災発生等 ＊行政機関への状況報告	1 被災状況（情報）の把握 ＊家屋の倒壊、人的被災、火災発生等 ＊行政機関への状況報告
	2 各分野（担当・班係）の活動に関する調整と推進 ＊各分野の活動進捗状況の把握と促進を行う。	2 救出救護活動の状況把握と活動の指示 ＊集約した情報に基づき活動の実施指示を行う。	2 救出救護活動の状況把握と活動の指示 ＊集約した情報に基づき活動の実施指示を行う。
	3 他地域の防災組織との連携 ＊防災活動の取り組み状況についての情報収集を行う。 ＊防災訓練の共同開催等についての連携を図る。	3 消火活動の状況把握と活動の指示 ＊集約した情報に基づき活動の実施指示を行う。	3 消火活動の状況把握と活動の指示 ＊集約した情報に基づき活動の実施指示を行う。
	4 芦屋市防災課、消防等の行政組織や県立芦屋高校、企業等の地域内組織等との連携を促進する。	4 避難誘導の実施 ＊災害時要救護者の避難状況確認と救護（救出救護班との連携） ＊集約した情報に基づき活動の実施指示を行う。	4 避難誘導の実施 ＊災害時要救護者の避難状況確認と救護（救出救護班との連携） ＊集約した情報に基づき活動の実施指示を行う。
	5 地震等、災害発生時の活動についての指揮を行う ヘッド・クォーター（対策本部）としての役割を果たす部署とする。（業務は右のとおり）	5 炊き出し活動の実施指示	5 炊き出し活動の実施指示
	6 宮川町自主防災会の総務的業務を担当する。	6 食糧、飲料水、生活必需品等の確保と配分	6 食糧、飲料水、生活必需品等の確保と配分
		7 自主防災会の対外的窓口として、行政機関等に対する救助支援要請及び報告、情報発信を行う。（防災会会長の任務とする。） ⇒各班の状況は、原則として班長が把握し推進担当に報告する。また、推進担当からの指示、連絡事項については同じく班長が係員、班員に伝達する。	7 自主防災会の対外的窓口として、行政機関等に対する救助支援要請及び報告、情報発信を行う。（防災会会長の任務とする。） ⇒各班の状況は、原則として班長が把握し推進担当に報告する。また、推進担当からの指示、連絡事項については同じく班長が係員、班員に伝達する。

(3) 要配慮者名簿の活用

名簿の情報を地図化し、民生委員、福祉推進委員と共有し、日ごろの見守り活動に活用している。町内をブロック分けし、ブロックごとに連絡係を配置し災害時の連絡体制作りをしている。

8 取組プロセス

日程	実施内容	詳細	参加者
H27.6	キックオフ・ミーティング	防災組織，メンバーの確認，活動の方向性についての意見交換	地域
H27.9	第1回推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・防災研修会 ・各系の平時の活動，災害時の活動について指針を示す ・規約の改正案について検討 	地域，防災安全課
H28.5	自治会総会で承認	決定	地域
H28.7	地区防災計画策定		

2 東南会防災計画〈東南会自主防災会〉

地理・地形	対象災害	災害脆弱性	参画地区の範囲	策定主体	取組のテーマ
河川流域	地震・津波・高潮・洪水	-	単独（2町で組織する会）	自主防災会	リスク分析と個別対策

1 対象地区

大東町，南宮町 14番～18番／打出浜小学校区

2 策定日

平成29年5月

3 地区の概要

国道43号と臨港線間の平野部に位置している。標高が特に低い地域であり、複数の河川が近隣に存在している（宮川，堀切川，江尻川）。策定時点の人口7,567人，世帯数3,315戸。

地区の住居形態を「高齢者の多い集合住宅」「居住者の多い集合住宅」「戸建て」に分類している。

4 災害リスク

宮川や堀切川からの津波，高潮や洪水の浸水被害が想定される。

5 地区の課題（取組のきっかけ）

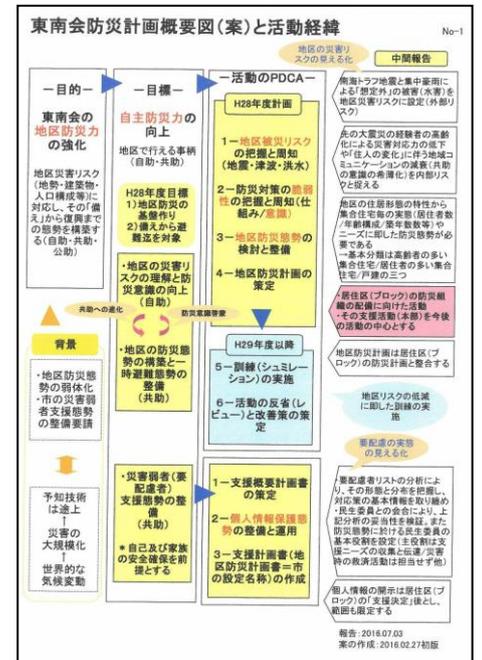
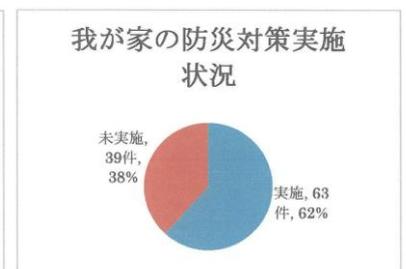
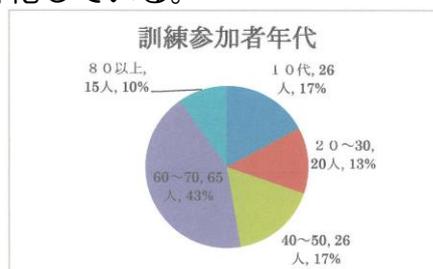
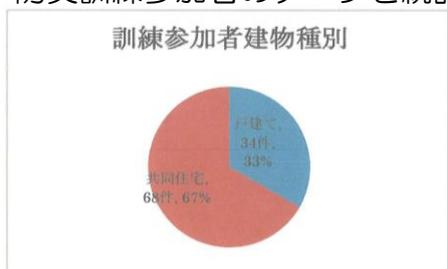
大震災経験者の高齢化による災害対応力の低下や「住人の変化」に伴う地域コミュニケーションの減衰（共助の意識の希薄化）。

6 内容

- 対象地区の被害想定や特性等の把握に関する事
- 要配慮者の状況把握と支援訓練に関する事
- 活動主体の編成と任務分担に関する事
- 近隣の地区居住者・地域団体等との連携に関する事
- 防災啓発の強化

7 地区防災計画の特徴

- 住民の防災意識の向上のための防災訓練
防災訓練参加者のデータを統計化している。



(2) 分析によるリスクと対応策の明示及び「見える化資料」の配布

4-現在の想定上(震度6弱/津波高3.7M/浸水深0~1M)での被災リスクと対策(一般公開用)

町名	番地	人口構造の特性			震災リスク		要支援A/B数	震災対策の留意事項						
		住民数	高齢化率	若年者数	浸水深M	住居特性		避難対策の対象	一時避難行動	要支援者支援	出火防止	震災情報の入手		
大東町	1	少	低	少	0.3	集合	0		垂直避難	安否確認		◎	◎	
	2	少	やや高	少	0.3	戸建て	2	高齢者避難	垂直避難	安否確認		◎	◎	
	3	少	低	やや多	0.3	集合	1		垂直避難	安否確認		◎	◎	
	4	少	高	少	0.3	集合	3	高齢者避難	垂直避難	安否確認	上位階搬送	◎	◎	
	5	少	やや高	少	0.3	集合	2	高齢者避難	垂直避難	安否確認	上位階搬送	◎	◎	
	6	中	高	少	0.3/1.0	戸建/集合	4	高齢者避難	水平避難	安否確認	上位階誘導	◎	◎	
	7	中	低	やや多	1.0	集合	0		垂直避難	上位階誘導		◎	◎	
	8	多	高	やや多	0.3/1.0	集合	4	高齢者避難	若年者避難	垂直避難	上位階誘導	上位階搬送	◎	◎
	9	多	高	やや多	0.3/1.0	集合	22	高齢者避難	若年者避難	垂直避難	上位階誘導	上位階搬送	◎	◎
	10	中	やや低	やや多	1.0	集合	1		垂直避難	上位階誘導		◎	◎	
	11	多	やや低	多	1.0	戸建/集合	13	高齢者避難	若年者避難	垂直避難	避難誘導	上位階誘導	◎	◎
	12	多	低	多	1.0	戸建/集合	0		若年者避難	水平避難	避難誘導		◎	◎
	13	多	低	多	0.3/1.0	戸建/集合	1		若年者避難	水平避難	避難誘導		◎	◎
	14	中	高	少	0.3	戸建/集合	5	高齢者避難		垂直避難	安否確認	上位階誘導	◎	◎
	15	多	やや高	多	0.3/1.0	戸建/集合	7	高齢者避難	若年者避難	水平避難	避難誘導	避難搬送	◎	◎
	16	中	高	少	0.3	集合	1	高齢者避難		垂直避難	安否確認	上位階搬送	◎	◎
	17	中	高	少	0.3	集合	8	高齢者避難		垂直避難	安否確認	上位階搬送	◎	◎
	18	多	高	多	0.0	集合	13	高齢者避難	若年者避難	垂直避難	安否確認	上位階誘導	◎	◎
							86	* 水平避難=戸建住民の一時避難ビル避難/集合住宅は垂直避難						

町名	番地	人口構造の特性			震災リスク		要支援A/B数	震災対策の留意事項						
		住民数	高齢化率	若年者数	浸水深M	住居特性		家具転倒防止	災害情報入手	一時避難行動	要支援者支援	出火防止	震災情報の入手	
南宮町	12	少	やや低	少	0.3	戸建て	0			2F垂直避難	安否確認		◎	◎
	13	多	やや低	多	0.3/1.0	集合	3		若年者避難	垂直避難	安否確認	上位階誘導	◎	◎
	14	多	低	多	0.3/1.0	集合	3		若年者避難	垂直避難	安否確認	上位階誘導	◎	◎
	15	少	やや高	少	1.0	戸建て	4	高齢者避難		水平避難	避難誘導		◎	◎
	16	少	高	少	1.0	戸建て	5	高齢者避難		水平避難	避難誘導		◎	◎
	17	多	やや低	多	0.3	戸建/集合	2		若年者避難	2F垂直避難	安否確認		◎	◎
	18	多	やや高	多	0.3	集合	7	高齢者避難	若年者避難	垂直避難	安否確認	上位階誘導	◎	◎
								24	* 2F垂直避難=戸建て住民の避難/集合住宅は垂直避難					

* 黄色は対策強化を進めるべきブロック
* 若年層への対策は各教育機関の対策を基盤に各家庭にて検討・実施

(3) ブロック毎の個別リスクへの対応(対策の立案・訓練)

5-現在の想定上の避難及び訓練の優先事項

・下記の事項は現在の被災想定に沿った避難対策である。実際の被災とは異なる。また個人判断による水平避難は妨げない
・作成目的は基本的な避難対策を早期に策定し、習得することにある
・つまり、ブロックは各々の災害リスクを理解し、対策を立案・訓練してもらいたい

居住形態	浸水深	自助			共助				
		初期消火(出火の場合)	災害情報の入手と避難判断(地震/津波)	自主避難	対応策-1	対応策-2	対応策-3	対応策-4	対応策-5
集合住宅 条件:軽微な損傷はあるが倒壊の危険がない 対応:垂直避難を基本的な避難方法とする	0M	実施	実施	-	安否確認(要救助数と状態情報の把握)	避難ルートの確保と通行整理	救助活動(負傷者)	低層階住民の上位階避難誘導(要支援B)	低層階住民の上位階避難支援(要支援A)
	~0.3M	実施	実施	上位階避難	安否確認(要救助数と状態情報の把握)	避難ルートの確保と通行整理	低層階住民の上位階避難誘導(要支援B)	救助活動(負傷者)	低層階住民の上位階避難支援(要支援A)
	0.3M~1M	実施	実施	上位階避難	安否確認(要救助数と状態情報の把握)	避難ルートの確保と通行整理	低層階住民の上位階避難誘導(要支援B)	救助活動(負傷者) ・低層階住民の上位階避難支援(要支援A)	
戸建て住宅 条件:一部損傷はあるが倒壊の危険がない	0M	実施	実施	2F避難	安否確認(要救助数と状態情報の把握)	救助活動(負傷者)	避難ルートの確認	要支援Bの一時避難ビル誘導	要支援Aの一時避難ビル避難支援
	~0.3M	実施	実施	2F避難	安否確認(要救助数と状態情報の把握)	救助活動(負傷者)	避難ルートの確認	要支援Bの一時避難ビル誘導	要支援Aの一時避難ビル避難支援
	0.3M~1M	実施	実施	一次避難ビル避難	安否確認(要救助数と状態情報の把握)	避難ルートの確保と通行整理	要支援Bの一時避難ビル誘導	救助活動(負傷者) ・要支援Aの一時避難ビル避難支援	
共通(倒壊の危険がある場合) →水平避難	-	実施	実施	一次避難ビル避難	安否確認(要救助数と状態情報の把握)	避難ルートの確保と通行整理	要支援Bの一時避難ビル誘導	救助活動(負傷者) ・要支援Aの一時避難ビル避難支援	

注意事項
①「共助の太字枠」がブロックで早期に実現すべき事項
②「避難ルートの確保と通行の整備」に関し、住民の多いブロックは混乱防止、若年者の多いブロックはその安全確保に十分に注意すべきである
③「出火」は避難行動を煩雑にし、危険が増大する。自力消火に極力務める
④「災害情報の入手」は避難判断の重要要素である。入手方法を決めておくこと。またブロック内の情報共有態勢整備が望ましい
⑤「救助」「要支援A支援」は要員確保や支援技術の習得、ツールの配備等が必要であり、別途検討事項とする

8 取組プロセス

日程	実施内容	詳細	参加者
H29.2	東南会定期総会で承認	決定	地域
H29.2	地区防災計画策定		

R1.9	東南会役員会	避難支援に関する方策について協議・確認	地域
R2.5	東南会総会で諸規定の決定	東南会自主防災会推進委員会規定, 東南会自主防災会個人情報取扱規定	地域

③ 若宮町地区防災計画（平成 30 年版）マニュアル〈若宮町自主防災・防犯会〉

地理・地形	対象災害	災害脆弱性	参画地区の範囲	策定主体	取組のテーマ
河川流域	地震・高潮・洪水	高齢化	単独（町内）	自主防災会	情報伝達方法

1 対象地区・校区

若宮町／宮川小学校区

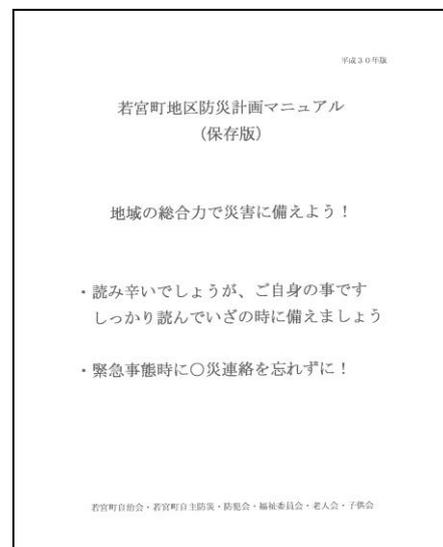
2 策定日

平成30年4月

3 地区の概要

宮川流域に位置し、策定時点の人口610人、世帯数302戸、65歳以上の高齢者は228人で、人口に占める割合は37.3%と芦屋市平均より高め。

地区西側は宮川、東側に打出商店街、南に国道43号、北に阪神電鉄によって区切られている。



4 災害リスク

地震（津波）や土砂災害のハザードはないが、宮川の沿岸に位置しているため、高潮や洪水の浸水が想定される。

5 地区の課題（取組のきっかけ）

常日頃からの、市内でも特に高齢化の進んだ町内の互助・共助体制の整理

6 内容

- (1) 活動主体の編成と任務分担に関する事
- (2) その他（緊急時の連絡方法に関する事）

7 地区防災計画の特徴

- (1) ご近所お助け隊の編成

災害時の安否確認・情報収集・連絡の手段を確立し、災害時の救助・支援の情報を的確につかんで救助活動を進めていける体制づくりを進めていく目的で作成。

【実施手順】

- ① 近隣5世帯～10世帯の単位で災害時や緊急時又平常時の留守連絡等で協力しあう体制とするため、若宮町内地区を20班49組に区分。
- ② 各組に☎連絡所を置き、連絡所担当者を配置。
- ③ ☎連絡（避難場所、救助要請、長期留守等）を必要とする人は情報を記入し、封筒に入れて厳封し、☎連絡所（担当者の自宅ポスト）へ投函。
- ④ 連絡所担当者は、届いた封書を開封することなく、災害対策本部（自治会、自主防災・防

犯会)に連絡または届ける。(担当者が連絡所を回って情報収集を行う場合もある。)

- ⑤ ㊦連絡所から届いた情報は、町内組織の長が厳重に管理し、情報の内容により、関係各所(芦屋市災害対策本部等)、町内関係各所に連絡し対処する。

※災害時だけでなく、平常時の長期入院時や長期留守時にも活用。

○災連絡の利用の仕方について(参考例)

災害時に避難される時(治療等長期に留守をされる時等)には下記の連絡書を最寄りのポスト(ご近所依頼者宅・㊦連絡所)に投函・連絡してください。なお、当該個人情報自主防災会で厳重に管理致します。**宛先は○災連絡と表書きし、裏面は白紙で結構です。封筒に入れて糊付けして投函してください。芦屋市防災課員又は、若宮町防災・防犯会長(自治会長)しか開封しません。**

注)日常、大事な時は、口頭連絡でも結構です。記入用紙は特に指定しません。

参考記入例 用紙は自由・封書に○災連絡と記入し厳封する

現住所 芦屋市若宮町 番号

氏名 _____ TEL _____

避難先住所 _____ TEL _____

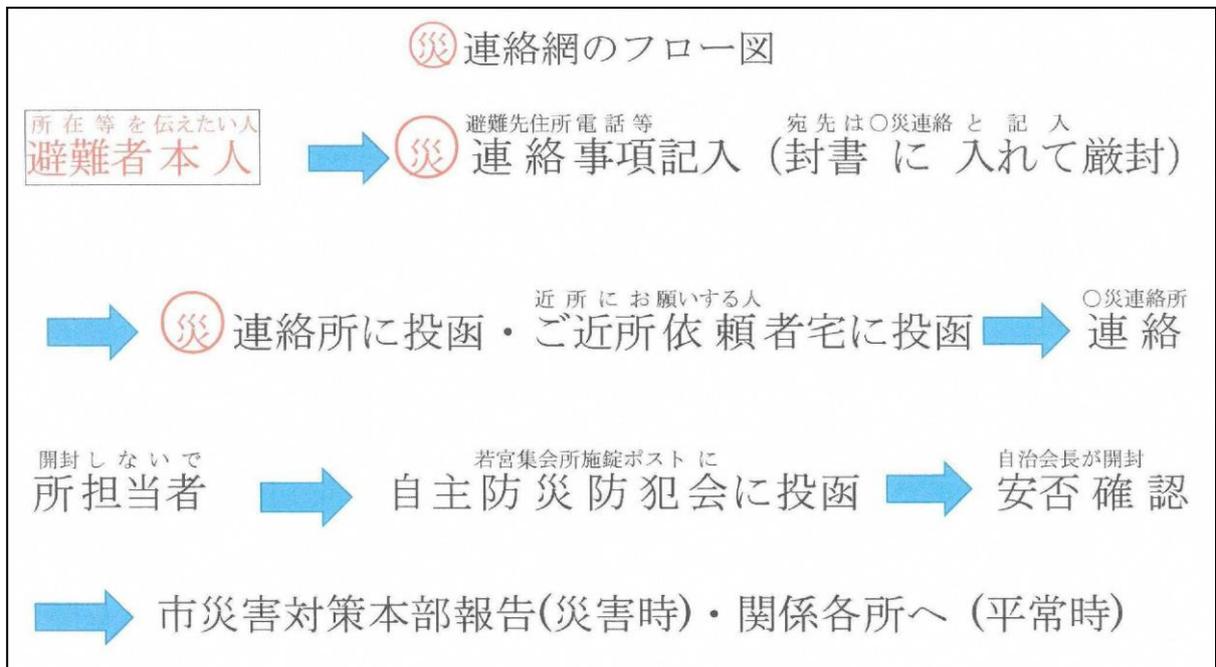
連絡事項等

*行先は〇〇方、〇〇病院など詳しく書いてください。

*上記事項を記入し、封書に入れて、「○災連絡」と表書きし厳封して、㊦連絡所(近所に依頼しても良い)に投函してください。

*ご近所などに連絡不可の時には、自主防災会長宛ポスト(若宮集会所施設ポストに投函ください。)

*上記連絡書は、災害時の安否確認に使用します。日常は、見守り活動に使用します



8 取組プロセス

日程	実施内容	詳細	参加者
H29.10	説明会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画の趣旨説明 ご近所お助け隊の原案提示 	地域, 防災安全課
H30.2	防災訓練	地区防災計画(案)に基づく「ご近所お助け隊」の検証訓練	地域, 防災安全課
H30.4	自治会役員会で提案	決定	地域
H30.4	地区防災計画策定		

4 芦屋市打出小槌町地区防災計画〈打出小槌町自主防災・防犯会〉

地理・地形	対象災害	災害脆弱性	参画地区の範囲	策定主体	取組のテーマ
河川流域	地震・洪水	-	単独（町内）	自主防災会	体制の構築 避難所開設・運営

1 対象地区・校区

打出小槌町／宮川小学校区

2 策定日

令和2年6月6日

3 地区の概要

宮川流域に位置し、策定時点（令和2年3月1日）の人口1,694人、世帯数756戸。マンション世帯が全戸数の約60%。

4 災害リスク

津波や土砂災害のハザードはないが、地震における家屋倒壊やライフラインの遮断といったリスクや宮川沿いの一部地域では、洪水浸水リスクが懸念される。

5 地区の課題（取組のきっかけ）

大災害が発生した際の要配慮者支援（マンション含む）や避難所開設に対する仕組みづくり。また、地区内の避難所である小槌幼稚園はスペースが狭く、特に要配慮者の避難スペースが少ないことが課題。

6 内容

- (1) 対象地区の被害想定や特性等の把握に関する事
- (2) 要配慮者の状況把握と支援訓練に関する事
- (3) 活動主体の編成と任務分担に関する事
- (4) 避難路及び避難所等に関する事
- (5) 出火防止・初期消火及び救出・救護に関する事
- (6) 指定避難所等の開設及び運営に関する事
- (7) 給食・給水及び飲料水・資機材等の備蓄に関する事

7 地区防災計画の特徴

- (1) 安否確認フラッグ（黄色旗）を用いた要配慮者の安否確認訓練

黄色フラッグは「わたしは無事です」という意味の周知もあり、民生委員、福祉推進委員が緊急・災害時要援護者台帳登録の方に説明し、配布している。また、毎年の訓練（10月～11月ごろ）で実施（一部のマンションも参加）。



安否確認用黄色旗の設置状況
（公道から見える位置に掲示）



訪問による安否確認の訓練状況

(2) 地区内の防災施設等をまとめた「わが町マップ」を作成



(3) 小槌幼稚園避難所開設及び運営マニュアルを策定

市指定避難所のうち拠点避難所ではない小槌幼稚園を地域が開設するためのマニュアルを作成し、これに基づいた訓練を実施。

また、新型コロナウイルス等感染症に対応するため、マニュアルを更新し、訓練で検証している。(令和2年度更新)

施設全体の部屋割りや避難スペースのレイアウトを掲載

詳細版：2020/6/6修正

避難所開設及び運営マニュアル

(芦屋市立小槌幼稚園)



作成：打出小槌町自主防災・防犯会
協力：芦屋市立小槌幼稚園

2020年6月6日 制定

(4) 概要版の作成

地区防災計画、避難所開設及び運営マニュアル共に概要版を作成し、自治会住民に全戸配布。また、打出小槌町ホームページに掲載をしている。

打出小槌町 地区防災計画【概要版】

<保存用> 令和2年8月6日
打出小槌町自主防災防犯会

◆打出小槌町地区防災計画の概要と目的

近年多発する異常気象により、打出小槌町でも災害が発生する危険性が増してきています。今後30年以内に高い確率で発生が予想されている南海トラフ巨大地震も危惧する現状において、各災害時における防災・減災の取り組みが急務であり、これらの具体的な活動計画を策定しました。

- 日頃から防災活動が重要であり、発災時の行動を整理しましょう。
- 私たち一人ひとりが、日頃から自助・共助意識を高めましょう。
- 地域で色々な活動や体験を繰り返す事で、コミュニケーションを図りましょう。
- 災害時に地域住民同士で協力して生き抜く知識と技術を身につけましょう。
- 年齢、性別に関係なく助け合える、災害に強いまちづくりをめざしましょう。

◆打出小槌町で予想される災害

- 活断層型地震 上町台地断層など(今後30年 3%程度)
 - ・地震揺れ: 最大震度6強～7
- 南海トラフ地震 発生確率: 今後30年 70%～80%
 - ・地震揺れ: 震度6弱
 - ・津波: 到達まで約111分 津波高は最大3.7m (打出小槌町は、ほぼ全地域が標高5m以上、部分的には10m以上)
 - ・延焼火災: 停電復旧時に火災が各所で発生し広範囲に及び、火災旋風により被害拡大
- 集中豪雨等による浸水 (高い台地に位置し、全地域的な浸水は考えにくい)
 - ・阪神電車アンダーパス、マンション地下駐車場など部分的な低地への流水による浸水
 - ・宮川と接している打出小槌町西側の区域で0.5m以下の浸水(洪水浸水想定区域に指定)
- スーパー台風等による風水害
 - ・風害: 風速によっては樹木、電柱、建物構造物の破壊及び広範囲の停電
 - ・水害: スーパー台風による豪雨が降った場合も 上記の宮川の氾濫が想定
 - ・高潮: 高潮による直接被害の想定はないが、高潮が宮川を遡上しての氾濫が想定

◆地区防災計画における防災活動の取り組み

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及、啓発、共有 ・地域の安全点検 ・避難行動要支援者の調査と見守り ・防災資機材の整備と管理 ・防災資機材への習熟 ・防災訓練 ・自助のための啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・救出・救助活動 ・初期消火活動 ・医療救護活動 ・避難誘導 ・給食・給水活動 ・地区の安全・防犯活動

災害から身を守ることが困難な人(避難行動要支援者(災害時要配慮者))等への支援活動として

- 黄色旗安否確認訓練などを通じて、要配慮者参加型の要配慮者支援活動を行っています。
- 「避難行動要支援者(災害時要配慮者)避難支援計画」の作成を支援しています。



安否確認用黄色旗の設置状況
(公道から見える位置に付けてあります)



新聞による安否確認の訓練状況

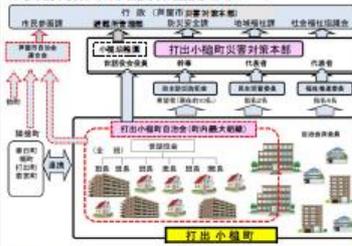


福祉座席確保の受講状況

◆災害時における打出小槌町の災害対策

- 災害時には「打出小槌町災害対策本部」を立ち上げ、組織的な活動体制を構築する
 - ・自主防災防犯会 ・民生児童委員 ・福祉推進委員 ・自治会世話役会役員
- 「災害対策本部」を立ち上げる時期、条件
 - ① 震度5強以上の地震発生した時 (小槌幼稚園が避難所として開設される)
 - ② 町内広域にわたる浸水害が発生した時
 - ③ 復旧目途の立たないライフライン停止が発生した時
- 小槌幼稚園で避難所開設となれば、災害対策本部について幼稚園と調整する
 - ・「避難所開設ならびに運営マニュアル」を参考に避難所開設に協力する。

◆災害対策本部と関係機関のイメージ



班名	マンション名	班名	マンション名
1-2班		9-1班	
3-1班		9-2班	
3-2班		9-3班	
3-3班		9-4班	
4班		10-1班	
		10-2班	
6-7班		11班	
8-1班		12班	
8-2班		13班	
8-3班		14班	
		15班	

平時の活動のためにも是非、自治会へのご加入を。

◆打出小槌町では、「自主防災防犯会」が活動しています

- 「打出小槌町 地区防災計画」に基づき、平時から防災、減災に向けた取り組みを行っています。是非、ご加入頂き、一緒に災害に強いまちづくりをめざして活動していきましょう。
- 町内にお住まい、お勤めの皆様を対象とした講習会や防災訓練などの多数のイベントを企画し、ご案内しています。まずは、各イベントに気楽に参加頂くことから始めましょう。

◆今後の主な自主防災防犯会の活動

- 災害時用資機材の管理と習熟訓練
 - ・打出公園内に設置されている自主防災倉庫内の管理
 - ・保管している機材の定期的な利用による操作の習熟、維持
- 防災訓練の実施
 - ・例年10月下旬～11月上旬に開催
 - ・避難行動要支援者(災害時要配慮者)の安否確認の訓練
 - ・避難行動要支援者(災害時要配慮者)の支援体制の整備
 - ・避難所開設及び運営体制の整備と実訓練
- 避難所施設の拡大に向けた取り組み
 - ・「打出教育文化センター」を利用できるよう行政へ働きかけ
 - ・「打出公園」を防災機能を付加した改修が出来るよう働きかけ
- 防災に関する講習会等の開催 (毎年、内容を変えて開催)
 - ・救急救命(AED)の取り扱い等)訓練
 - ・まち歩き探検(防災MAPづくり)
 - ・気象、備蓄品、転倒防止対策などの知識向上研修 など

避難所開設及び運営マニュアル【概要版】

<保存用> 令和2年8月6日
打出小槌町自主防災防犯会

ご存じですか? ... 災害発生時、打出小槌町にある「芦屋市立小槌幼稚園」は、避難所として芦屋市が指定しています。

避難所を開設し、運営していく際には、私達地域住民が協力して活動しなければなりません。そのための基本的な考え方や避難生活をする上での施設利用条件やルールを整理し、被災時に地域住民がお互いに力を合わせて困難を乗り越えられるように「避難所開設及び運営マニュアル」を策定しました。

このお知らせは、地域の皆様にも情報共有できるよう「概要版」としてマニュアルから抜粋し、まとめたものです。各ご家庭で一度ご確認ください、災害時に備えて頂きたいと思ます。

◆避難所はいつ開設する?

風水害時: 避難情報(警戒レベル)や状況に応じて開設。(芦屋市で検討され発表されます。)
 【開門時】芦屋市職員が対応されます。(開門後、地域住民の協力が必要です。)
 地震時: 芦屋市内で震度5強以上の地震で避難所の開設。(指示等無く、開設への行動が必要!)
 【開門時】

◆避難所開設となれば、最初に何をやる?

地震等の大規模災害時は、幼稚園の先生、市職員の方が不在の中で、避難所を開設する事になります。避難所を開設するためのグッズが入った「避難所開設グッズ」(緑色のケース)が、幼稚園北側の屋外倉庫に保管されています。

平時の訓練に参加し、BOXの保管場所や中身の使い方を確認しておきましょう。

◆避難所運営の流れ (大地震発生の場合)

24時間

- 避難行動【3・3・3】の原則
 - ～3分: 最優先で自分の命を守る。揺れが収まってから行動。
 - 30分: 避難場所へ避難。安否確認。
 - 3時間: 救出・救護活動
- 避難所開設
 - ① 幼稚園の開門
 - ② 備蓄品、備品などの安全確認
 - ③ 居住スペースなど避難所レイアウトの決定
- 避難所運営組織づくり
 - 班編成、役割分担
 - 避難所生活ルール、マナーの注意徹底
- 避難所運営
 - 避難者名簿、避難者生活秩序等の管理
 - 発災8日後の幼稚園開園に向けた体制づくりの支援
- 避難所閉鎖への準備
 - 避難所縮小、統廃合への支援
 - 避難者の生活再建に向けた支援。

④ 避難所設置、立入禁止エリアの設定

⑤ 避難者の受付、避難スペースに誘導

⑥ 負傷者や支援が必要な人への対応配慮

⑦ 避難所全体ルールの周知

◆避難所の開設について

1. 備蓄品の安全確認を! 【重要】
 - (1)点検時、2次災害防止のために必ず複数人で行動
 - (2)建物自体の損傷状況、ガラス等の割れ等の有無をチェックし、安全確認してから避難所として利用
2. 避難者の待機場所を決める!
 - (1)備蓄品の安全確認が終わるまで、園庭で待機
 - (2)雨天時、炎天下などはテントを張る(どこにあるか知らず!)
3. 避難所の設置を協力して速やかに!
 - (1)避難室の床にシート敷設(レイアウトを把握しよう!)
 - (2)危険区域、使用禁止施設に区画テープで明示
4. 避難者受付準備、順次受入れ、居住スペース等への誘導
 - (1)受付は、東近町のピロティを予定
 - (2)避難者皆さんに「避難者カード」を書いてもらう(後でも可)

◆避難所の組織と役割と運営本部について

1. 基本的な組織作り
小槌幼稚園が主体となるが、地域住民の組織(自主防災防犯会、自治会)が主な役割を分担し、積極的に行動し運営していきます。

2. 避難所運営本部会議の実施
 (1)避難所運営本部会議を分組し、円滑な運営ができるよう避難所運営本部会議を開き頭脳を固めます。
 (2)最初は幼稚園職員が中心となり役割を担う場合でも、徐々に避難者の自主運営に移行していくことを目指します。

芦屋市役所

芦屋市災害対策本部

↓

避難所運営本部

↓

避難所運営本部 (小槌幼稚園)

避難所運営本部長: 園長

↓

給食・情報班

福祉班

給食・物資班

救護・看護班

避難所班

◆避難所の主なルールについて (抜粋)

- 園内は全て「禁煙」、「禁酒」! 居住スペースは火気厳禁!
- 犬・猫などのペットは居住スペースに入れません。
- 緊急車両、機材・物資等の搬入以外の園内への車両乗り入れは、原則禁止。
- 職員室、保健室など、施設管理に必要な部屋や危険な部屋には、入居不可。
- 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の貼り紙の内容は厳守。
- 貴重品は自己管理する。
- トイレは決められた場所で排泄し、各自であと処理をし、きれいに使用する。
- 要配慮者の方で、支援が必要な場合は、本部にご相談を。
- その他、下記事項についてもルールがあります。
 - ・生活時間について
 - ・清掃について
 - ・洗濯について
 - ・ごみ処理について
 - ・プライバシー保護について
 - ・トイレ利用ルールについて
 - ・火気使用のルールについて
 - ・夜間の警備体制について
 - ・食料配付のルールについて
 - ・ペット飼育のルールについて
- このルールは、必要に応じて避難所運営本部で見直しを行います。

避難所での生活は、皆さん一人ひとりのモラルや気遣いにより、秩序が維持できます。災害時は、お互い協力し合い、苦難を乗り越えましょう。

8 取組プロセス

日程	実施内容	詳細	参加者
H31.3	キックオフ会議	情報共有を行い、一時避難施設として打出教育文化センターの使用を要請。	地域、打出教育文化センター、小槌幼稚園、学校教育課、防災安全課
H31.4	事前協議	<ul style="list-style-type: none"> ・打出教育文化センター及び小槌幼稚園との協議日程とアプローチについて協議。 ・学識経験者の調整についても相談。 	地域、防災安全課
H31.4	関係施設会議	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害時の打出教育文化センター及び小槌幼稚園の利用方法について、自主防災会の考えを確認。 ・今後の方向性として、訓練や学識経験者との協議の中で具体化、課題解決に向けた取組みを行う。 	地域、打出教育文化センター、小槌幼稚園、防災安全課
H31.4	学識経験者との協議	<p>学識経験者から助言を得ながら今後の予定を決定。</p> <p>(HUG→ワークショップを2回程度→避難所開設訓練→マニュアル化→地区防災計画作成)</p>	地域、学識経験者、防災安全課
R1.6	HUG 事前協議	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園内の施設見学 ・HUGの進め方について確認 	地域、小槌幼稚園、学識経験者、防災安全課
R1.7	避難所開設図上訓練 (HUG)	HUG による課題の洗い出しと意識共有	地域、小槌幼稚園、学識経験者、防災安全課
R1.8	第1回WSのための事前協議	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの進め方を確認 ・最低限の準備として、園舎レイアウト、居住スペースレイアウト、HUGの意見抽出を実施 	地域、学識経験者、防災安全課
R1.9	WS (第1回)	図上訓練での問題点整理、具体的対策を検討。	地域、学識経験者、防災安全課
R1.9	福祉理解研修	要配慮者支援の一環として、「個別支援計画」策定を計画。前段階として本市の要配慮者支援施策の現状等を説明。	地域、民生委員、福祉推進委員、社会福祉協議会、兵庫県社会福祉士会、防災安全課
R1.10	ケース会議①	要配慮者の避難支援に関する方針等を協議の上、個別支援計画を策定。	地域、民生委員、福祉推進委員、要配慮者、福祉専門職、社会福祉協議会、高齢介護課、地域福祉課、防災安全課
R1.10	ケース会議②		地域、民生委員、福祉推進委員、要配慮者、社会福祉協議会、障がい福祉

			課, 防災安全課
R1.11	第2回WSのための事前協議①	<ul style="list-style-type: none"> WS①で決定した内容の確認 園舎レイアウトの検討 幼稚園保有資機材の確認 マニュアル作成者の再確認 	地域, 小槌幼稚園, 防災安全課
R1.12	第2回WSのための事前協議②	<ul style="list-style-type: none"> 打出小槌町地区防災計画について 避難所開設マニュアルについて 	地域, 学識経験者, 防災安全課
R1.12	WS (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設マニュアル(案)の説明(打出小槌町地区防災計画との位置づけの確認含む)。 避難所開設訓練の確認 	地域, 打出教育文化センター, 小槌幼稚園, 学識経験者, 防災安全課
R2.1	避難所開設訓練に係る事前協議	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画に基づく避難所開設マニュアルの検証訓練の計画立案 当日の動き, 準備物の確認 	地域, 防災安全課
R2.1	避難所開設訓練	<p>作成した避難所開設マニュアルに基づいた訓練を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 門扉開錠 施設安全点検 受付設置 遊技場区画検証 デブリーフィング 	地域, 小槌幼稚園, 防災安全課, 高齢介護課, 障がい福祉課, 地域福祉課
R2.2	地区防災計画及び避難所開設マニュアルの内容検討協議	計画案及びマニュアル案について協議	地域, 防災安全課
~ R2.4	計画案の内容精査	地域と防災安全課で内容について精査(メールでのやり取りを複数回)	地域, 防災安全課
R2.6	自治会総会での議決	総会に代わる書面決裁による議決	地域
R2.6	自主防災・防犯会での議決	総会に代わる書面決裁による議決	地域
R2.6	地区防災計画策定		
R3.3	計画見直しに関する協議	感染予防対策を考慮した計画の見直し	地域, 小槌幼稚園, 防災安全課

※策定のために、令和元年度にひょうご安全の日推進事業(計画等策定支援専門家派遣事業)を活用し、学識経験者を派遣。

5 芦屋市呉川町地区防災計画〈呉川町自主防災・防犯会〉

地理・地形	対象災害	災害脆弱性	参画地区の範囲	策定主体	取組のテーマ
河川流域	地震・津波・高潮・洪水	-	単独（町内）	自主防災会	体制の構築 組織外との連携

1 対象地区・校区

呉川町／宮川小学校区

2 策定日

令和3年3月22日

3 地区の概要

人口 2,717 人，世帯数 1,247 戸（令和3年2月1日策定時点）。世帯の約半数が集合住宅に居住。町内には，保健福祉センター，木口記念会館，市立あしや温泉，コープこうべ浜芦屋店といった施設が存在している。



4 災害リスク

町の東側には南北に宮川が流れており，地域内の多くは浸水想定区域（津波・高潮・洪水）に指定されている。なお，平成30年9月台風第21号の高潮・高波による宮川からの越水により町の一部が浸水被害を受けた。

5 地区の課題（取組のきっかけ）

平時及び緊急時（災害発生時）における活動を明確化し，迅速な対応ができるような体制作りを検討。

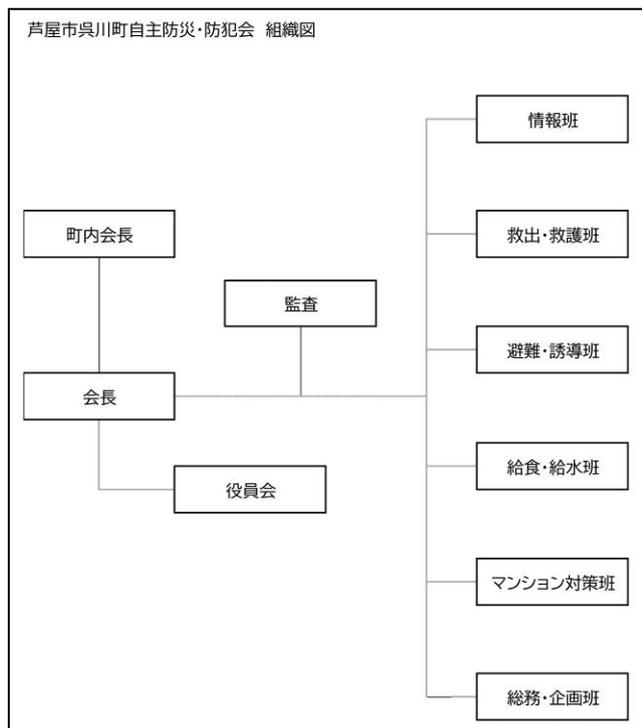
6 内容

- (1) 対象地区の被害想定や特性等の把握に関する事
- (2) 要配慮者の状況把握と支援訓練に関する事
- (3) 活動主体の編成と任務分担に関する事
- (4) 避難路及び避難所等に関する事
- (5) 出火防止・初期消火及び救出・救護に関する事
- (6) 指定避難所等の開設及び運営に関する事
- (7) 給食・給水及び飲料水・資機材等の備蓄に関する事
- (8) 近隣の地区居住者・地域団体等との連携に関する事

7 地区防災計画の特徴

(1) 防災活動の体制作り

自主防災会の組織図を編成し、班別活動を平常時と災害時に分けて設定。



(3) 平常時・災害時のおもな班別活動

班	平常時	災害時
情報	・住民に対する情報提供	・住民に対する情報提供
	・関係機関からの情報収集訓練	・関係機関からの情報収集
	・被災状況の把握と報告訓練	・被災状況の把握と報告
	・避難状況の把握と報告訓練	・避難状況の把握と報告
救出・救護	・災害活動協力者の把握	・災害活動協力者との連携
	・要配慮者(要援護者)との連携	・要配慮者(要援護者)の救出
	・救出・救護訓練	・負傷者の応急手当
	・AED(心肺蘇生法)などの救命訓練	・負傷者状況の把握
避難・誘導	・消火器材の整備点検	・消火活動の援助
	・消火訓練	・被災状況の把握と報告
	・住民への避難場所の周知	・避難状況の把握
	・避難訓練	・避難所開設と運営
給食・給水	・炊飯機器・関連資器材の整備点検	・炊き出し活動
	・炊き出し訓練	・食糧・水・物資の分配
マンション等対策	・マンション等との連携・交流	・マンション等との連携・状況把握
総務・企画	・防災訓練・セミナーなどの企画	・防災訓練・セミナーなどの運営
	・行政・関係機関との連携	・各班からの報告のとりまとめ
	・近隣自治会との連携	・各班間の調整
	・事業者等との連携	・関係機関への報告・連携

(2) 自主防災会外との連携

市や関係機関、近隣自治会、マンション、集合住宅、事業所と連携し、それぞれの平常時と災害時の動きを整理。

	平常時	災害時
芦屋市	・防災活動を通じ顔の見える関係づくり ・市との連絡手段の構築	・市から被災状況の情報収集 ・呉川町の状況を報告 ・呉川町への支援要請 ・避難所開設や運営の協力
学校・保健福祉センター・あしや温泉	・学校などで避難所開設訓練 ・学校などに夜間避難訓練 ・あしや温泉駐車場を災害時に利用できるように交渉	・一時避難場所等への受入状況の把握 ・避難場所
近隣自治会	・日頃から近隣自治会とイベントの実施 ・役員同士が顔の見える関係構築	・被災状況の情報交換 ・近隣自治会との情報連携
マンション・寮	・各マンションに防災担当を依頼 ・各マンションにおいて出前講座を実施 ・共通の管理会社で連絡会発足を仲介	・一時避難場所として提供 ・安否確認などの情報交換
事業所等	・コープこうべとの防災協定 ・木口記念会館との防災協定 ・芦屋福音教会との協定 ・各事業所の災害マニュアルと地区防災計画との連携	・コープやセブンイレブンに水や食料の提供依頼 ・事業所内で災害対策本部の設置

8 取組プロセス

日程	実施内容	詳細	参加者
R2.8.	策定会議①	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画の趣旨説明 ・自主防災・防犯会の取組振り返り ・グループワーク（組織編成における各班の平常時・災害時活動項目の抽出） 	地域、防災安全課
R2.9	策定会議②	<ul style="list-style-type: none"> ・前回グループワークでの意見整理 	地域、防災安全課

R2.11	策定会議③	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画の全体像確認 ・項目及び内容の協議 	地域, 防災安全課
R2.12	策定会議④	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク（連携先の平常時・災害時の動きについて） 	地域, 防災安全課
R3.2	策定会議⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・重点テーマの選定 	地域, 防災安全課
R3.3	策定会議⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画（素案）の共有 ・今後についての確認 	地域, 防災安全課
R3.3	自主防災・防犯会役員会で提案	決定	地域
R3.3	町内会定例役員会で提案	決定	地域
R3.3	地区防災計画策定		

⑥ 陽光町6番地区防災計画 地域を知って、人を知り、災害を知ろう！共に支えあい、助け合い！災害に備え、準備しよう！〈陽光町6番自治会防災会〉

地理・地形	対象災害	災害脆弱性	参画地区の範囲	策定主体	取組のテーマ
沿岸部	地震・津波・高潮・洪水	高齢化	単独（町内）	自主防災会	防災意識の醸成 事業所連携

1 対象地区・校区

陽光町6番（県営南芦屋浜団地）／潮見小学校区

2 策定日

令和3年3月28日

3 地区の概要

県営南芦屋浜団地は、阪神・淡路大震災の復興公営住宅として、1998年4月より入居が始まった。総戸数414戸のうち居住戸数は380戸（令和3年2月末策定時点）。

周辺には、病院、学校、高齢者施設などが立地し、商業施設もある。

また、当該団地は津波一時避難施設として指定され、集会所は避難所として指定されている。

芦屋市の高齢者住宅等安心確保事業対象のシルバーハウジングは120戸あり、令和3年2月末現在で、在宅98戸、長期不在6戸となっている。



4 災害リスク

平成30年の台風第21号により、南芦屋浜は高潮の被害を受けており、当該地区も高潮浸水想定区域に入っている。また、津波のハザードは沿岸部のみであるが、注意が必要な区域である。

5 地区の課題（取組のきっかけ）

居住者の防災意識が低く、住宅や集会所が津波一時避難施設や避難所に指定されていることを認識されていない。また、災害時に共に支えあい助け合うためにも、周辺施設との連携を検討する必要がある。

6 内容

- (1) 対象地区の被害想定や特性等の把握に関する事
- (2) 要配慮者の状況把握と支援訓練に関する事
- (3) 活動主体の編成と任務分担に関する事
- (4) 避難路及び避難所等に関する事
- (5) 出火防止・初期消火及び救出・救護に関する事
- (6) 指定避難所等の開設及び運営に関する事
- (7) 給食・給水及び飲料水・資機材等の備蓄に関する事
- (8) 近隣の地区居住者・地域団体等との連携に関する事

7 地区防災計画の特徴

(1) 地域内の事業所との連携

セブンイレブン潮芦屋店と連携し、災害時に食糧品等の提供をいただくことで合意。

(4) 地域連携
災害が起こった場合、地域の事業者と連携することを検討する必要があります。

○ セブンイレブン潮芦屋店
令和2年度は、近接するセブンイレブン潮芦屋店とWSや個別協議を行い、緊急時の物資の供給などについて合意し、今後とも、連携を進めていくことになりました。

- 災害時などの緊急時に、飲料水・食料品や救急用品などの確保が困難となった場合、セブンイレブン潮芦屋店における在庫を、陽光町6番に提供する。
- 給食給水班が、店舗を訪れ、提供を受ける。
- また、日頃より、セブンイレブン潮芦屋店にてデリバリーを行っている支援を要する居住者情報を提供するとともに、双方で安否確認や飲料水や食料品の提供を行う。



(2) 住民の意識啓発を推進

課題である防災意識の向上のために、基本的な災害への備えや啓発を盛り込んでいる。

終わりに

「災害は忘れたころにやってくる！」

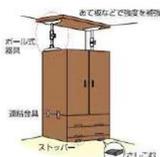
日ごろは何気なく過ごしていても、災害は突然やってきます。その時になって、慌てて対応しても、間に合いません。災害はいつやってくるかわからないと、常に意識し、備えておくことが非常に重要です。まずは、自

4 災害に備えよう！

万が一の災害に備えるためには、「災害が起こる前にできるだけ被害を少なくするための備え」、「災害が起こった時に対応するための備え」、「避難等をする際の備え」などで災害別に具体的に対策を検討しておく必要があります。

(1) 災害が起こる前の備え
災害が起こった場合でも、被害が少なくなるように災害が起こる前から備えることが大切です。居住者それぞれが意識をもって、自分自身の身を守るための準備をするために、陽光町6番自治会では、啓蒙や相談、物品のあわせなどを行っていくことを検討します。

- 防火：火災の発生を防ぐために、火の元の安全確認の啓発活動
- 地震：タンス等の転倒防止対策の相談



8 取組プロセス

日程	実施内容	詳細	参加者
R3.1	策定会議①	策定のためのWS開催	地域
R3.2	策定会議②	策定のためのWS開催	地域
R3.3	策定会議③	策定のためのWS開催	地域
R3.3	防災講習・訓練	防災講習, 防災訓練にて計画の概要説明	地域, 防災士
R3.3	役員会で提案	決定	地域
R3.3	地区防災計画策定		

地区防災計画作成を考えている方へ

地区防災計画は、「計画書を作ること」が目的ではありません。「地域みんなで考えて、活動していくこと」が、重要となります。

「地区の防災を決定する重要な計画だ」と難しく考えず、「こんなときどうしたらいいのかなあ」という、ふとした疑問からでも大丈夫です。地域住民で知恵を出し合い、住民の視点、地区の特徴を活かした活動を実際に進めることが大切です。

どうやって進めたらいいのか、必要な手続き、受けられる支援など疑問がありましたら、まずは防災安全課までご相談ください。

次のような資料やホームページも活用しながら進めていただくことで、理解も深まります。ぜひ、ご参考ください。

【参考資料・ホームページ】

◇ あしや防災ガイドブック

地震、津波、土砂災害など各種災害とその対策方法や、防災・減災に必要な情報を掲載しています。

<https://www.city.ashiya.lg.jp/bousai/map/guidebook.html>



◇ 芦屋市防災情報マップ（土砂災害・津波・高潮・洪水）

各災害による危険な地域や避難所、防災施設等を示したマップです。

<https://www.city.ashiya.lg.jp/bousai/map.html>



◇ 地区防災計画ライブラリ（内閣府）

地域防災計画に反映された地区防災計画の本文を地区防災計画の内容（対象とした課題、対策、取組主体）別にインデックスをつけ、一覧にしています。

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html>



◇ 地区防災計画 解説ビデオ（日本防災士会）

日本防災士会が日本防災士機構の助成を受けて制作した、地区防災計画の解説ビデオです。

<https://www.youtube.com/watch?v=nqjiwQDKOO-s>



芦屋市地区防災計画【事例集】

令和3年3月（初版）

令和3年11月（第2版）

令和4年5月（第3版）

発行：芦屋市

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

☎0797-38-2093 FAX0797-38-2157

編集：芦屋市都市建設部防災安全課